



多く寄せられるご質問（令和6年7月26日更新）

以下のQ&Aは、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A(令和6年4月改訂)」の公表後、多く寄せられるご質問や新たにお示しすべき事項について整理し集約したものです。これらは令和7年4月の改訂でインボイスQ&A本体に取り込まれました。

※ 各問に、インボイス Q&A(令和7年4月改訂)における対応する問番号を記載しています。

目次

【令和6年4月10日更新】

問㊟ 予約サイトで事前決済した宿泊予約者に対する適格簡易請求書の交付 1

【令和6年5月30日更新】

問㊢ 物品切手等を割引・割増価格により購入した場合の仕入控除税額の算出 3

問㊣ 適格請求書発行事業者における課税事業者届出書の提出 5

【令和6年6月26日更新】

問㊤ フリマアプリ等により商品を仕入れた場合の仕入税額控除 6

【令和6年7月26日更新】

問㊥ 地方公営企業法適用の特別会計に移行する際の適格請求書発行事業者の登録... 9

問㊦ 複数年をまたぐ取引に係る適格請求書の交付..... 10

(予約サイトで事前決済した宿泊予約者に対する適格簡易請求書の交付)

問② 当社は、ホテルを運営しています。予約サイトを通じて受けた予約について、予約サイト経由で決済が行われた場合、フロントでは現金の授受等が行われないことから、領収書の交付を行っていませんが、どのように適格簡易請求書を交付すればいいでしょうか。【インボイスQ&A問49-3として追加】

【答】

適格請求書や適格簡易請求書は、その名称を問わず、記載事項を満たしたものであれば、必ずしも領収書や請求書である必要はありません。そのため、予約サイトや旅行代理店等（以下「予約サイト等」といいます。）を通じて受けた予約で、かつ、予約サイト等を経由して決済が行われた場合には、領収書ではなく、宿泊明細書など適宜の様式により、以下の記載事項を満たした書類（適格簡易請求書）を交付することが考えられます。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率^(※)

※ 「税率ごとに区分した消費税額等」と「適用税率」を両方記載することも可能です。

なお、予約サイト等が宿泊者の委託を受けてホテルの宿泊予約を行う場合（いわゆる手配旅行）と異なり、パックツアーなど、宿泊サービスを含めた一連の旅行サービスとして予約サイト等が提供する場合（いわゆる企画旅行）、通常、予約サイト等が宿泊客に対して課税資産の譲渡等を行ったものとなりますので、当該予約サイト等が宿泊客に対して適格簡易請求書を交付する必要があります（この場合、貴社は、予約サイト等に対して適格請求書の交付義務が生じることとなります。）。

（注） 上記記載事項のうち④の「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」は、貴社が課税売上げとして認識している金額となります。そのため、予約サイト等との間で手数料等が差し引かれて精算される場合であっても、当該手数料等差引前の金額となると考えられます。

また、予約サイト等が宿泊代金に併せて予約手数料を宿泊客から徴収している場合や、値引き販売を行っている場合には、適格簡易請求書に記載される金額（宿泊代金）が、宿泊客が実際に予約サイト等を通じて支払った代金の総額と異なることも考えられますが、消費税法上問題はありません。

（参考） 社員の出張等に伴う宿泊費で、社員に支給するもののうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（出張旅費等特例）ので、その場合には、ホテルを利用する側の事業者側において必ずしもホテルから適格簡易請求書を受領する必要はありません。出張旅費等特例の詳細については、[「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A](#)

[の問 107](#)」をご参照ください。

【イメージ】予約サイト等を経由して予約を受ける場合における適格請求書

取引形態	予約サイト等において	
	媒介者交付特例の適用あり	媒介者交付特例の適用なし
手配旅行	予約サイト等が交付	宿泊施設が交付
企画旅行	予約サイト等が交付*	

※ 予約サイト等が適格請求書発行事業者でない場合、宿泊者は適格請求書の交付を受けることはできないこととなります。他方、出張旅費等特例の要件を満たすのであれば、当該特例の適用を受けることは可能です。

(物品切手等を割引・割増価格により購入した場合の仕入控除税額の算出)

問⑥ 当社は、福利厚生としてイベントのチケット（物品切手等）を購入し、従業員に配付しています。仕入税額控除の適用を受けるため、実際に従業員がイベントを観覧した時（引換給付の際）に交付を受けた適格請求書等を受領し、当社においてそれを保存しているところ、その適格請求書等に記載された金額と、物品切手等を購入した金額に差額が生じることがありますが、この場合、どのように仕入控除税額を算出することになるのでしょうか。【インボイスQ&A問101-2として追加】

【答】

適格請求書等保存方式においては、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、適格請求書等の保存が必要となります。

また、物品切手等による引換給付として課税仕入れを行った場合、当該物品切手等に適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されているものが、引換給付を受ける際に適格請求書発行事業者により回収されるもののうち、自ら引換給付を受けるものについては、物品切手等の購入（対価の支払）時に課税仕入れとして計上した上で、一定の事項を記載した帳簿のみの保存により、仕入税額控除の適用を受けることができますが、それ以外の物品切手等に係る課税仕入れは、購入（対価の支払）時ではなく、適格請求書等の交付を受けることとなるその引換給付を受ける時に計上し、仕入税額控除の適用を受けることとなります（一定の事項を記載した帳簿及び当該適格請求書等の保存が必要です。）。

さらに、その際の課税仕入れについては、物品切手等の取得（購入）に要した金額の如何にかかわらず、引換給付時に受領した適格請求書等に記載された金額を基礎として仕入税額控除の適用を受けることとなります（物品切手等により課税仕入れを行った場合における課税仕入れの時期については、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A の問 100](#)」を、支払対価の額については、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A の問 101](#)」をご参照ください。）。

ご質問の場合において、例えば、以下のイメージのとおり、イベントのチケットを割引価格にて購入した場合は、受領した適格請求書等に記載された金額により仕入控除税額を算出し、実際に支払った金額との差額を雑収入等（消費税課税対象外の売上げ）として計上することとなりますが、実際に支払った金額により、仕入控除税額を算出することとしても差し支えありません。

他方、割増価格にて購入した場合には、受領した適格請求書等に記載された金額を上限として仕入控除税額を算出することとなります。

【イメージ】※ 適用税率は 10%、仕入控除税額は地方消費税を含む金額です。

- チケットを割引価格にて購入し、福利厚生目的で従業員に利用させた場合
(購入金額 11,000 円、適格請求書等に記載された金額 13,200 円)

貯蔵品	11,000 円	/	現金	11,000 円
-----	----------	---	----	----------

福利厚生費	12,000 円	/	貯蔵品	11,000 円
仮払消費税等	1,200 円	/	雑収入 (課税対象外)	2,200 円

⇒ 仕入控除税額 1,200 円 (適格請求書等に記載された消費税額等)

又は

貯蔵品	11,000 円	/	現金	11,000 円
-----	----------	---	----	----------

福利厚生費	10,000 円	/	貯蔵品	11,000 円
仮払消費税等	1,000 円	/		

⇒ 仕入控除税額 1,000 円 (購入金額×10/110 で算出)

- チケットを割増価格にて購入し、福利厚生目的で従業員に利用させた場合
(購入金額 13,200 円、適格請求書等に記載された金額 11,000 円)

貯蔵品	13,200 円	/	現金	13,200 円
-----	----------	---	----	----------

福利厚生費	10,000 円	/	貯蔵品	13,200 円
福利厚生費 (控除対象外)	2,200 円	/		
仮払消費税等	1,000 円	/		

⇒ 仕入控除税額 1,000 円 (適格請求書等に記載された消費税額等)

(適格請求書発行事業者における課税事業者届出書の提出)

問◎ 当社は、適格請求書発行事業者です。この度、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなりましたが、「消費税課税事業者届出書」の提出は必要でしょうか。【インボイスQ&A問17-2として追加】

【答】

「消費税課税事業者届出書」は、課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった場合等に提出することとされていますが、適格請求書発行事業者は、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えるかどうか等にかかわらず、課税事業者となることから、ご質問のように、適格請求書発行事業者の登録を受けている課税期間（登録日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間に限りです。）については、「消費税課税事業者選択届出書」の提出を行った場合と同様^(注)に、「消費税課税事業者届出書」を提出しなくて差し支えありません。

(注) 「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者においても、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、その基準期間における課税売上高が1,000万円を超えるかどうかにかかわらず、課税事業者となることから、「消費税課税事業者届出書」は提出しなくて差し支えないこととされています。

(フリマアプリ等により商品を仕入れた場合の仕入税額控除)

問④ 私は古物営業法上の許可を受けて古物営業を営んでいる個人事業者です。フリーマーケットアプリやインターネットオークションを通じて商品を仕入れることもあります。その際、取引の相手方が匿名の場合があります。この場合、仕入税額控除の適用を受けるためには、どうしたらよいのでしょうか。

また、固定資産など自ら使用する物品として仕入れるような場合や、古物商以外の者が仕入れるような場合に、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除することができる経過措置の適用はできるのでしょうか。【インボイスQ&A問106-2として追加】

【答】

1 フリマアプリ等による仕入れに係る古物商等特例の適用について

適格請求書等保存方式において、古物営業法上の許可を受けて古物営業を営む古物商が、適格請求書発行事業者以外の者から棚卸資産として古物（古物営業と同等の取引方法により買い受ける古物に準ずるもの（以下「準古物」といいます。）を含みます。）を買い受けた場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることができます（以下「古物商等特例」といいます。）。

古物営業法上、原則として、商品を仕入れた際の対価の総額が1万円以上の場合には、相手方の確認を行った上でいわゆる「古物台帳」に取引の相手方の住所、氏名、職業及び年齢を記載することとされており、古物商等特例の適用に当たっては、消費税法上の帳簿にもそれらの情報のうち住所及び氏名が記載されている必要があります（帳簿の記載事項に関する詳細は、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問110](#)」をご参照ください。）。

古物商が、いわゆるフリーマーケットアプリやインターネットオークション（以下「フリマアプリ等」といいます。）により商品の仕入れを行った場合、その仕入先が適格請求書発行事業者であれば、当該仕入先から適格簡易請求書^{（注1）}を受領し保存する必要がありますが、適格請求書発行事業者以外の者^{（注2）}であれば、上記のとおり、帳簿に一定の事項を記載することで古物商等特例の適用を受けることが可能です。

その際、対価の総額が1万円未満であれば、古物台帳に相手方の住所、氏名、職業及び年齢の記載は不要^{（注3）}であるため、匿名で取引が行われていたとしても古物商等特例の適用は可能ですが、1万円以上の場合、それらの記載が必要となるため、これらの点について、古物営業法に規定された方法により相手方の確認を行う必要があります。

（注）1 フリマアプリ等による物品の譲渡を行う事業は、不特定かつ多数の者に対して課税資産の譲渡等を行うものとして適格簡易請求書の交付対象となるものと考えられます。また、出品者とフリマアプリ等を運営する事業者（以下「運営事業者」といいます。）が共に適格請求書発行事業者であるなど一定の要件を満たす場合には、運営事業者が、出品者に代わって媒介者交付特例により適格簡易請求書の交付を行うことも認められます。

2 適格請求書発行事業者以外の事業者や消費者が該当しますが、例えば、適格請求書発行事業者である個人事業者であったとしても、消費者として譲渡

する場合には、適格請求書発行事業者以外の者と取り扱って差し支えありません。また、この点、メッセージ機能等により「適格請求書発行事業者としての譲渡である場合は登録番号を教えてください。連絡がない場合には、消費者としての譲渡と考えさせていただきます。」と確認を行った上で、何らの連絡がない場合には、仕入先を適格請求書発行事業者以外の者と取り扱って差し支えありません。

- 3 自動二輪車、家庭用コンピュータゲーム、CD・DVD、書籍の買い受けなど、1万円未満であっても、古物営業法上、相手方の本人確認や帳簿への記帳義務が生じる場合がありますのでご注意ください。

2 フリマアプリ等による仕入れに係る80%・50%経過措置の適用について

古物については対価の総額が1万円以上であったり、1万円未満でも一定の場合、古物営業法上、本人確認や古物台帳への記帳義務が生じることから、結果として、そうした物については仕入先の住所、氏名、職業及び年齢の確認ができないような場面は生じ得ません。そのため、こうした古物については、一定の事項を記載した帳簿及び区分記載請求書等と同様の記載事項を満たした請求書等（区分記載請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。）の保存があれば、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除することができる経過措置（以下「80%・50%経過措置」といいます。）の適用を受けることは、通常、想定されませんが、対価の総額が1万円以上の準古物の仕入れで、メッセージ機能等を用いて確認を行ったとしても仕入先の住所、氏名、職業及び年齢の確認ができないような場合^{（注4）}や古物商以外の者がフリマアプリ等で仕入れた場合（古物営業に該当しないものに限り、）には、80%・50%経過措置の適用を受けることは可能です。

この点、80%・50%経過措置の適用を受けるに当たり保存する必要がある区分記載請求書等に記載すべき「書類の作成者の氏名又は名称」及び帳簿に記載すべき「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」については、「フリマアプリ等の名称及び当該フリマアプリ等におけるアカウント名」として差し支えありません。

なお、フリマアプリ等の取引画面を区分記載請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録として保存する場合には、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）に準じた方法による必要があることにご留意ください。

- （注）4 準古物については、古物営業法の対象外であることから、対価の総額が1万円以上である場合でも同法上は本人確認や古物台帳への記帳は求められません。

【古物商等特例及び80%・50%経過措置の適用関係】

		古物商による仕入れ ^{※1}				古物商以外の事業者による仕入れ (古物営業外)
		古物		準古物		
		1万円以上	1万円未満 ^{※2}	1万円以上	1万円未満	
本人確認	住所・氏名 職業・年齢 把握可能	古物商等特例 適用可能	古物商等特例 適用可能	古物商等特例 適用可能	古物商等特例 適用可能	80%・50% 経過措置
	住所・氏名 職業・年齢 把握不能	※3	古物商等特例 適用可能	80%・50% 経過措置	古物商等特例 適用可能	80%・50% 経過措置

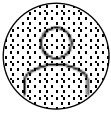

※1 適格請求書発行事業者以外の者から行った棚卸資産としての仕入れに限ります。

※2 自動二輪車、家庭用コンピュータゲーム、CD・DVD、書籍の買い受けなど、1万円未満であっても、古物営業法上、相手方の本人確認や帳簿への記帳義務が生じる物以外の物に限ります。

※3 古物営業法上、古物台帳に住所、氏名、職業及び年齢を記載する義務が生じることから、それらの情報が把握できない場合は想定されません。

【イメージ】80%・50%経過措置の適用に係るフリマアプリ等の取引画面（区分記載請求書等の記載事項に係る電磁的記録）及び帳簿のイメージ

(〇〇フリマ 取引画面)

出品者情報	 △△△ (92) <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認済
取引情報	 【美品】〇〇〇〇 定価 50,000 円【お買い得】
商品代金	¥ 13,200
支払方法	残高から支払い
送料	送料込み（出品者負担）
購入日時	2024年5月1日 21:23

※ この取引画面等が随時確認が可能な状態であるなど一定の要件を満たすのであれば、必ずしも当該取引画面等に係る電磁的記録をダウンロードする必要はありません。詳細は、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問102-2](#)」をご参照ください。

(帳簿)

総勘定元帳（仕入れ）					株○△□	
年	月	日	摘要	借方	貸方	
24	5	1	〇〇フリマ △△△ 雑貨 80%対象	12,240		
			(仮払消費税等)	(960)		
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮		

(地方公営企業法適用の特別会計に移行する際の適格請求書発行事業者の登録)

問㊦ 上下水道の特別会計を有する地方公共団体ですが、この度、地方公営企業法適用の特別会計に移行することとなりました。移行前の特別会計で適格請求書発行事業者の登録申請を行い登録番号の付番を受けていましたが、移行に当たっては当該登録番号も移行されるのでしょうか。【インボイスQ&A問14-2として追加】

【答】

適格請求書発行事業者の登録は、登録を受けようとする事業者ごとに行うものです。

地方公共団体の特別会計が、地方公営企業法の規定を適用する特別会計に移行する場合、通常、現在の特別会計（以下「旧特別会計」といいます。）は廃止され、新たな特別会計が設置されることとなります。

そのため、旧特別会計においては「事業廃止届出書」の提出が必要となり、それに伴い旧特別会計の登録番号は失効することとなりますので、移行後の新たな特別会計において改めて適格請求書発行事業者の登録申請を行い、登録番号の付番を受ける必要があります。

なお、新たに特別会計を設置した場合には、設置日以後に登録申請を行うこととなりますが、特別会計の設置日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、その課税期間の末日までに提出した場合、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされる特例が設けられています。ただし、登録申請書を提出してから、登録通知を受けるまでは一定の期間を要することから、早期に適格請求書等を交付するためには、設置日以後速やかに登録申請を行い、登録番号の通知を受ける必要があることにご留意ください。

(参考) 課税期間の初日に登録を受けたものとみなされる特例に関する詳細は、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問11](#)」をご参照ください。

(注) 登録日（課税期間の初日）から適格請求書等を交付する義務は生じますが、通知を受けるまでの間、適格請求書等を交付することはできませんので、例えば次のように対応することが考えられます。

- ・ 事前に適格請求書等の交付が遅れる旨を取引先に伝え、通知後に適格請求書等を交付する。
- ・ 取引先に対して、通知を受けるまでは、登録番号のない請求書等を交付し、通知後に改めて適格請求書等を交付し直す。
- ・ 取引先に対して、通知を受けるまでは、登録番号のない請求書等を交付し、その請求書等との関連性を明らかにした上で、適格請求書等に不足する登録番号を書類やメール等でお知らせする。

(複数年をまたぐ取引に係る適格請求書の交付)

問④ 当社は、1年を超える期間にわたって毎月保守を行う役務を提供しています。このように課税期間をまたぐような長期間にわたる課税資産の譲渡等について、対価の前受け時にまとめて適格請求書を交付しても良いのでしょうか。【インボイスQ & A問 77-3として追加】

【答】

適格請求書発行事業者である売手は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じ、適格請求書を交付する義務が課されています。

この適格請求書の記載事項である「課税資産の譲渡等を行った年月日」については、課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税資産の譲渡等につきまとめて適格請求書を作成する場合には、当該一定の期間を記載することになります。

ただし、「課税期間の範囲内で」とあるとおり、一定の期間をまとめて適格請求書を交付するとしても、取引の期間が売手の課税期間をまたぐ場合には、適格請求書は課税期間ごとに区分し交付することが原則となります。

他方、課税期間をまたぐ期間に係る取引をまとめて一の適格請求書に記載することも妨げられるものではなく、また、課税資産の譲渡等を行う前に適格請求書を交付することも可能です。

そうした点と請求書交付実務の簡便性という観点から、例えば、毎月の保守契約のように一定期間継続して同一の課税資産の譲渡等を行うものについては、売手である事業者が適格請求書の交付対象となる期間、継続して適格請求書発行事業者である限りにおいて、課税期間の範囲を超える期間をまとめて適格請求書を交付することとして差し支えありません。

(参考) 課税期間をまたぐ期間に係る適格請求書の交付については「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A の問 125](#)」を、対価を前受けした場合の適格請求書の交付時期については「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A の問 39](#)」をご参照ください。

(注) 1 課税期間とは、原則として、個人事業者であればその年の1月1日から12月31日までの期間、法人であれば事業年度とされ、その期間は最長1年となります。課税期間の範囲を超える期間をまとめて適格請求書を交付した場合において、当期の課税期間に係る消費税額等の記載が明確に区分されていない場合には、売上税額の積上げ計算を行うことはできない点にご留意ください。

2 課税期間の範囲を超える期間をまとめて適格請求書を交付した後に、交付した適格請求書の記載事項に変更が生じることとなった場合には、修正した適格請求書を交付する必要があるため、また、当該期間の途中で適格請求書発行事業者でなくなった場合には、既に交付した適格請求書について、適格請求書発行事業者でなくなった期間部分を区分して区分記載請求書等として再交付するなどの対応が必要となる点にご留意ください。

【イメージ】 役務の提供に係る適格請求書を交付する場合の例（3月決算法人）



《課税期間ごとに区分して交付（原則）》

請求書	
	X0.12.1
●●(株)御中	
ご請求額	1,320,000円
■(株)役務提供の対価(10%)として	
① X1.1.1~X1.3.31	
150,000円 消費税	15,000円
② X1.4.1~X2.3.31	
600,000円 消費税	60,000円
③ X2.4.1~X2.12.31	
450,000円 消費税	45,000円
	(株)▲▲ T1234...

上記のように、適格請求書を課税期間ごとに区分して交付する場合には、それらの区分ごとに「課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額」や「消費税額等」を記載することとなります。そのため、「消費税額等」について、1円未満の端数が生じた場合には、それぞれ区分した金額で端数処理を行うこととなります。

《まとめて適格請求書を交付》

請求書	
	X0.12.1
●●(株)御中	
■(株)役務提供(2年間)の対価(10%)として	
X1.1.1~X2.12.31	
1,200,000円 消費税	120,000円
	計 1,320,000円
	(株)▲▲ T1234...

上記のように、課税期間をまたぐ取引についてまとめて適格請求書を交付する場合には、売手は売上税額の積上げ計算を行うことはできません。買手においては、自らのその課税期間に属する金額を、あん分するなどの方法により、仕入控除税額を算出することとなります。